

インド特許法改正 (2005年1月1日施行)

2004年12月26日にインド政府から2004年特許法令が発表されました。

本法令における重要な改正は物質特許の導入です。1995年に発行したTRIPS協定は加盟国に物質特許を認めることを義務付けていましたが、適用開始までには猶予期間を認めていました。従来、物質特許が認められていなかったインドは猶予期間(1995年1月から10年)満了を迎えるのを受けて、食品、化学品、医薬の物質に対する特許(Product Patent for Food/Chemical/Medicines or Drugs)を認めることとしたものです。

従来、インドでは食品・医薬品はその生産方法の特許として保護されていましたが、その保護期間は短いものでした(特許日から7年または特許証交付日から5年の何れか早く満了する期間、存続期間の延長なし)。本改正により、食品・医薬品も、出願から20年間の保護を受けることが可能になります。

上記猶予期間中に mail box を用いてなされた化学品及び医薬品についての物質特許の出願 (black box 出願) は、出願を受付した順番で審査され、特許期間は受付日から計算されます。

本改正によっては、コンピュータープログラムの工業的適用又は、コンピュータープログラムのハードウェアとの組み合わせに対しても特許が認められることとなります。

以上の改正点の詳細につきましては <http://patentindia.org> をご参照下さい。

以上